日本統治下の台湾における人口移動政策

--- 1895 年 5 月 8 日~1897 年 5 月 8 日の猶予期間を中心に ---

巫 靚

はじめに

1895年5月8日に施行された日清講和条約によって、台湾全島及びその付属諸島、澎湖列島が清より日本に割与された。同地に居住する清国人に対して「右割与セラレタル地方ノ外ニ住居セムト欲スルモノハ、自由ニ其ノ所有不動産ヲ売却シテ退去スルコトヲ得ヘシ。其ノ為メ本約批准交換ノ日ヨリニ箇年間ヲ猶予スヘシ。但シ右年限ノ満チタルトキハ、未夕該地方ヲ去ラサル住民ヲ日本国ノ都合ニ因リ日本国民ト視為スコトアルヘシ。」¹⁾(句読点引用者。以下同じ)として2年間の国籍選択猶予期間を与えた。

この2年間の移動政策は、「帝国|日本にとって外地住民に対する最初のものであり、以後の 政策に対する規定性、また政策のその後の変容を検討する上で、重要な位置を占めると考えられ る。にもかかわらず、これまでの研究ではほとんど触れられてこなかった。移動政策の研究史上 最初期に属する梁華璜の論文「日拠時代台民赴華之旅券制度」2 は、この時期について全く言及 していない。また、近年の王学新「日治時期台湾出入境管理制度与渡航両岸問題」3には、この 時期の台湾住民の清国一時渡航についての言及があるが、概説にとどまる。李俊昌「日治初期台 湾渡航制度之研究(1895~1907)|4)には政策の明記があるが、当該時期における政策の背後にあ る統治側の思惑や地方における政策の具体的な運用状態などについては必ずしも充分な議論を行 なっていない。そして台湾人の国籍変更についての最新の研究である王泰升・阿部由理香・呉俊 瑩の著書『台湾人的国籍初体験 ── 日治台湾与中国跨界人的流動及法律生活』⁵ では、2 年間の 猶予期間中台湾住民の渡航にはすでに「旅券 | が必要であり、府令第2号「外国行旅券規則 | は 台湾住民の渡航のために作られた制度であり、外務省外交史料館に所蔵する台湾住民関連の旅券 資料は 1897 年 4 月分からすでに存在している⁶、とするなど、実態に合致しない記述が散見さ れる。一方で、呉文星『日拠時期在台「華僑」研究』⁷⁾ や栗原純「台湾籍民と国籍問題 ^{[8)} ではこ の時期の清国人の台湾上陸政策及びそれに対する英国領事の異議申し立てについて議論がなされ ているが、普通の清国人と区別された台湾住民、また日本内地人の移動政策については触れてお らず、移動政策についての議論は断片にとどまっている。

以上の先行研究の問題点を踏まえ、本稿は当該時期の台湾島をめぐる移動の全体像の整理を通 して、台湾住民の国籍問題が確定していない統治初期において、台湾総督府が台湾住民・清国 人・日本内地人⁹⁾ をどう認識し、いかなる移動政策を実施したのか、を検討し、さらに、台湾住 民の渡航をめぐって台湾総督府や地方官庁の具体的な政策議論から当該時期の政策の基本方針、 地方の現場で発露した政策の矛盾とそれに対する解決方法などを明らかにすることを課題とする。 そこから、日本統治期の台湾における移動政策の原型や初期方針を見出すことが可能であると考 えられる。なお、本稿は主に台湾総督府公文類纂と外交史料館所蔵資料を用いる。

1. 概念の整理:台湾住民と清国人

2年に亘る猶予期間中の台湾総督府の公文書には、「台湾住民」と「清国人」という二つの用語がよく現われる¹⁰⁾。この二つの用語は一体何を指し、また互いにどういう関係を持っていたのか。概念自体だけではなく、本稿で議論する移動政策にも密接な関係があるので、その整理から始めたい。

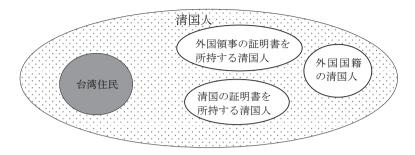
まず「台湾住民」についてであるが、1896年8月27日付台湾総督府から内閣に上申した「台湾住民ニ関スル国民分限令」¹¹⁾の第一条では、「台湾住民ト称スルハ、明治二十八年五月八日以前ニ於テ、台湾島及澎湖列島内ニー定ノ住所ヲ有シタル者ヲ云フ。」¹²⁾と定義されている。一方、「清国人」については、遅くとも明治初年以来、清国にルーツを持つ人々の呼称として用いられてきたものである¹³⁾。

では、台湾総督府の当該時期の公文書において「清国人」と「台湾住民」とはどういう関係を持っていたのか。ここでは実例を挙げて、考察を試みる。まず取り上げるのは、1896年7月に台南県嘉義地方に上陸した人員の明細表である。統計項目は以下の五つからなっている。①「台湾住民ニシテ台湾清国間ノ往復証明書ヲ得タルモノ」、②「清国当該官庁ノ旅券又ハ証明書ヲ得テ渡台シタル清国人」、③「籍ヲ外国ニ置キタル清国人ニシテ外国領事ノ証明書ヲ得テ渡台シタル者」、④「外国人ノ被雇ニシテ外国領事ノ証明書ヲ得テ渡台シタル清国人」、⑤「上陸条例実施前清国ニ渡航シタル台湾住民ニシテ上陸ノ許可ヲ得タル者」¹⁴⁾である。詳しく見ると、①⑤の指す「台湾住民」が②③④の「清国人」と異なる概念として使われている。つまり、当時の台湾総督府は「台湾住民」という用語を「清国人」と区別して使っていたことが分かる。また、②③④から見ると、所持する渡航証明書や国籍によって、「清国人」が細分化されていることも見て取れる¹⁵⁾。

ところが、次章で詳しく論じる「清国人台湾上陸条例」(傍点引用者。以下同じ)の第6条には「従来台湾二居住セルモノニシテ、台湾清国間ヲ往来スルモノハ、台湾総督府ノ地方官庁又ハ在清国日本領事館ノ証明書ヲ有スルモノニ限リ、清国官庁ノ旅券若クハ証明書ナクシテ上陸及ヒ居住スルコトヲ得」¹⁶⁾という台湾住民の清国との往来に関する記述がある。「台湾ニ居住セルモノ」=「台湾住民」の清国旅券の要否が検討されているのであるから、「台湾住民」は「清国人」の下位概念として使われている。

以上の二つ使い方を総合してみると、「台湾住民」と「清国人」の関係は以下の図1のように まとめることができる。

図 1 猶予期間中の台湾総督府公文書にある「台湾住民」と「清国人」という二つの概念の関係図



出典: 1895年、1896年、1897年台湾総督府公文類纂による。

図1概念関係図のように、まず「清国人」という大きな集合の中に、その下位集合として「台湾住民」が含まれている。「台湾住民」以外の「清国人」は、「外国国籍」か「外国領事の証明書」か「清国の証明書」を所持することによって再分類され、「台湾住民」と区別して使われている。

要するに、当該時期の台湾総督府は「台湾住民」を普通の「清国人」と区別しながら、「清国人」であるというやや混乱しやすい概念の使い方をしていたことが分かる。それは台湾住民の国籍がまだ決定していないという特殊な時期によるものであるが、その認識は各政策に反映し、移動政策にも大きな影響を与えることになる。以下移動政策について詳しく論じる。(本稿では必要な場合、「清国人」(台湾住民を含む/含まない)という用語を用いる。)

2. 清国人(台湾住民を含む)をめぐる移動政策

2.1 「清国人台湾上陸条例」の設定過程

1895年4月の日清講和条約後、すでに先行研究で多く語られている通り¹⁷⁾、日本軍の台湾上陸はさほど順調ではなかった。初代台湾総督の樺山資紀が1895年5月24日に宇品港より出発し、6月2日に基隆沖で清国側の全権委員李経方と台湾引き渡しの手続きを行なった¹⁸⁾。6月7日に台北城に入城したが、台南まで占領できたのは、さらに5か月ほど後であった¹⁹⁾。つまり、1895年11月に入ってようやく台湾の状勢が落ち着きを見せた。

以上のような混乱の中で清国人全体の移動を統制するための議論が始まった。1895 年 6 月 29 日に淡水滞在中の駐清公使館一等書記官島村久が台湾総督樺山資紀に「支那人上陸規則設定ノ上申」を行ない、安全面の考慮から、清から上陸する者を統制することを訴えた²⁰⁾。島村書記官によると、清国の敗残兵や無頼者を清国に送還している一方で、清国人の上陸が相次ぎ、結局統制できない状態である。その解決方法としては、日本政府が清国政府に対して渡航する清国人への証明書交付を要請するか、日本政府として台湾上陸条例を制定するか、の二つの選択肢を提案した。これを受けて、同年 7 月 3 日に樺山資紀台湾総督が伊藤博文内閣総理大臣に稟請し²¹⁾、11

月1日に日令第22号「清国人台湾上陸条例」を発布した(実施は翌1896年1月1日)²²。同条例には、特に第2条、第5条、第6条が本稿の論述に関連があるので、以下に引用する。

- 第二条 清国人ニシテ商業其他私用ノ為メ台湾ニ上陸セント欲スルモノハ、其郷貫姓名職業 年齢及ヒ渡航ノ目的ヲ記載セル清国当該官庁ノ旅券或ハ証明書ヲ携帯スヘシ
- 第五条 台湾ノ安寧秩序ヲ維持スルカ為メ、当分ノ内清国人ノ労働者及ヒ一定ノ職業ナキモ ノノ上陸ヲ禁ス
- 第六条 従来台湾ニ居住セルモノニシテ、台湾清国間ヲ往来スルモノハ、台湾総督府ノ地方 官庁又ハ在清国日本領事館ノ証明書ヲ有スルモノニ限リ、清国官庁ノ旅券若クハ証明 書ナクシテ上陸及ヒ居住スルコトヲ得²³⁾

まず第2条は、明らかに駐清公使館の島村書記官の提案を受けて作られた条文で、清国官庁の発給した旅券あるいは証明書が必要だという内容である。つまり、清国発行の証明書さえあれば日本側が上陸を認めるということであった。制度のみから言えば、日清戦争直後の1895 年段階では、日本領たる台湾に外国人たる清国人が入域する手続きは今日の一般的国境管理と比較して緩やかであったと言える。しかし、事態はさほど単純ではなかった。その理由は、次節で述べる。第5条は労働者と無職者の上陸禁止について定められている。もちろん商業及びその他の私用が認められ、また無職でありながら男性の家族として上陸しようとする女性や子どもも認められたが²⁴、労働者の場合は在台英国商社と密接な関係があるので、英国領事の強い異議申し立てを引き起こし、結果的にその後の政策にもある程度影響を与えた。最後の第6条は台湾住民の清国への往復について定めた条例であるが、実際の運用は「清国人台湾上陸条例」の施行日の1896年1月1日より早く、1895年12月頃から始められた。詳細は第3章で説明する。

一方、台湾から退去する者に対して、1895 年 11 月 18 日に日令第 35 号として、台湾総督府は「台湾及澎湖列島住民退去条規」を発布し、海関税の免除などの政策を打ち出し²⁵⁾、一部の犯罪者や無旅券渡航者の送還も同時に実施した²⁶⁾。

2.2 「清国人台湾ト陸条例」に対する英国領事の異議申し立て

前節ですでに言及した通り、1895年11月1日に台湾総督府の発布した「清国人台湾上陸条例」中の労働者の上陸禁止の条項に対して、駐淡水の英国領事W・S・エアトンが強く反対していた。エアトンは1895年12月20日付の台湾総督府民政局長代理・牧朴真への書簡において以下のように述べている。

本条例ノ始メ十一月一日御発布相成リタル趣ニ候得バ、其際御通知相成候ハバ、本国公使ヨリノ訓令ヲ仰クニ充分ナル時日有之候ヒシカトモ、今日トナリテハ如何トモ致方無之候ニ付、本国公使ハ本事件ヲ伺出候迄、英国人ノ雇役スル清国人ニ対シー時本条例ノ適用ヲ御見合相

成様、総督閣下ニ於テ御取計アランコト不堪希望候

本条例特ニ清国人ハ清国当該官庁ノ発給スル旅券ヲ携帯スヘキ旨ノ条文ハ、英国汽船ニ大関係アル本島清国間旅客輸送ノ営業ヲ全然停止スルノ結果ヲ生スベキノミナラズ、本港ニ於ケル茶業ヲ萎靡セシムルコト必然ニ有之候。清国官庁へ旅券請求ノ儀ハ、収賄ノ念ニ切ナル清国ノ小官吏ヲシテ強奪ノ機会ヲ得セシムル者ニ有之候得バ、旅券ノ発給ヲ受クルコトヲ得ル者ハ、唯富裕ナル清国人ノミニ限ルベキコトハ、清国ニ於ケル拙者ニ十六年以上ノ経験ニ依リ総督閣下ニ御保証可申候(中略)

英国人ノ雇役スル清国人ノ為メニ当領事館ニ登記ノ法ヲ設ケ候コト、決シテ難事トハ不被存 候得共、東京駐剳本国公使ヨリ前以テ是レガ訓令ヲ受クルコト肝要ニ御座候²⁷⁾

エアトンは「清国人台湾上陸条例」の実施は英国海運業及び製茶業に多大な影響を与えるので、英国人に雇われている清国人に対して一時的に適用を見合わせることを要請した。また、同条例の清国当該官庁から証明書を取得する規定について、自分自身の26年以上に亘る外交官の経験から、清国官吏の収賄につながる可能性が非常に高いという理由で、一般民衆にとっては証明書の取得は決して簡単ではないと説明し、最後に英国領事館における登録制度という方法を提案した。ここで注意すべきは英国領事から見ると、証明書が順調に取得できない原因は日本側にあるというより、むしろ清国側の問題だという認識である。この点については2日後の12月22日にエアトン英国領事が直接台湾総督府を訪問し、台湾総督に訴えた時にも述べている。清国人の証明書は清国の官庁ではなく、在清日本帝国領事から取得すべきだという意見を付け加えた280。

それに対して、樺山台湾総督は理解を示し、現段階において台湾島の最も緊要な課題が治安の回復であると説明しながら、労働者の上陸についてある程度の譲歩を行なった。

既ニ帰航シタル清国人ニシテ、再渡来セントスル者ハ、雇主タル商館ヨリ貴領事ヲ経テ証明 アラバ、差支ナク上陸ヲ許可スヘシ。(中略)又清国当該官庁発給スル所ノ旅券若クハ証明 書ニ代ルニ清国駐在帝国領事ノ発給セル者ヲ以テセントノ貴説ハ、強チ可ナラサルニハアラ サレドモ、本島へ渡航スル清国人ハ大抵福州府若クハ厦門ヨリ来ルニモ拘ハラズ、当時右地 方ニハ帝国領事館ノ設置ナケレバ、是又目下ノ処如何トモスへキ様ナシ²⁹⁾

つまり、英国商社に雇われている清国人は、英国領事の証明書があれば、すでに清国に帰還していたとしても再び上陸ができるという特別な配慮である 30 。また、清国当該官庁の発行する旅券、若しくは証明書に代わって、在清日本領事の発給する証明書を取得するという英国領事の提案に対し、帝国領事館が設置されていないところはどうしようもないと答えたが、1896年2月厦門日本帝国領事館の設立決定 31 に伴って、同年4月から厦門日本領事の発行した証明書で渡航した清国人 32 の上陸が許可された 33 。また茶工の受け入れについては1896年3月に検討が行なわれ 34 、しばらくの間はほかの清国人と同じ証明書で渡航させたが、1897年10月に新たに茶

工券制度が設けられ、独自の渡航政策に発展していくようになった350。

1897年6月4日厦門領事の外務省への報告によると、渡航証明書について清国側は主に海防庁という官庁が担当し、厦門日本領事館の手数料2円の8分の1の25銭で手続きを行なっていたが、手続きの遅延や清の証明書だと上陸が拒絶されることがあるとの風聞などで、多くの渡航希望者が厦門日本領事館の証明書を求めていたことが分かる³⁶⁾。

2.3 台湾上陸者数とその実態

では、そもそもこの時期においてどれぐらいの上陸者数があったのか。資料の限界により、全体の数字を挙げることはできないが、現段階では 1896 年 1 月から 1897 年 5 月まで台南県の上陸者の数 (表 1) と、1896 年 4 月から 1897 年 5 月まで厦門領事館から渡航証明書を取得した人数の統計 (表 2) が公文書に残っている。以下、その分析から当時の渡航者の実態とその規模について確認する。

上述の通り、表1は1896年1月から1897年5月まで台南県に報告があった上陸者数である。統計は台湾住民を清国人と区別するという前提で行なわれていた。この期間には6,636人が台南県に上陸したが、その9割近くが台湾住民(5,703人³⁷⁾)で、残りの1割余り(933人)が清国人であった。また渡航者の職業の割合については、いずれも商業と無職が上位二つになることから、そのほかの職業については、「その他」と表の中では分類した³⁸⁾。ここで、特に注目すべきは清国人の欄である。2.1の部分でも言及したように、台湾総督府は無職の清国人の上陸を禁止していたが、無職でありながら家族として渡航する女性や子どもの上陸は許可した。すなわち、表1の清国人の無職男性の数字は、子どもとして見ることができる³⁹⁾。清国人無職者数(154+189人)の全体(933人)に占める割合を計算すると、37%にものぼる。つまり、商業の視察や出稼

	台湾住民						清 国 人					
性別	男			女			男			女		
職業	商業	無職	その他	商業	無職	その他	商業	無職	その他	商業	無職	その他
人数	2,119	1,102	524	494	1,308	156	435	154	130	22	189	3
割合※	57%	29%	14%	25%	67%	8%	61%	21%	18%	10%	88%	2%
小計	3,745			1,958			719			214		
合計	5,703						933					
総計	6,636											

表 1 1896 年 1 月~1897 年 5 月台南県に上陸した人数

出典:「上陸人報告」明治二十九年台南県公文類纂永久保存第十八巻、第十九巻、第五十一巻、第六十五巻、『台湾総督府檔案』 典蔵号 00009682031、00009682032、00009711049、00009682033、00009681013、00009681014、00009681015、00009681016、00009681017、00009681018、00009681019、00009681020、00009681021、00009725019、00009725020、00009725021、00009725022、00009725023。

[※]各性別の総数に占める割合である。

ぎなどのような一時的な単身者の渡航ではない、世帯単位の移動が清国人渡航者の中には無視できないほど含まれていたと言える。ただし、これらの人々の中にはもともと「台湾住民」でやむをえず「清国人」という名義で上陸した場合があった可能性も否定できない。

一方、台南県に上陸した台湾住民には無職の女性と子ども⁴⁰⁾ の占める割合が高く、42%にのほる。時期から考えると、一時的に戦乱を避けるために清国に渡航した台湾住民が帰還した可能性が高い。

次の表 2 は、1896 年 4 月から 1897 年 5 月までの間に厦門領事館から渡航証明書を取得した人数である。厦門領事の報告記述によると、1897 年 1、2 月に渡航者が減少した原因は現地(清国)で旧正月を迎えるためで、3、4 月急増の原因は製茶季節に向けて茶工の渡航が多かったからであった 41 。ここでの数字(13,044 人)は厦門で渡航証明書を受けた台湾への渡航者に限られるが、台湾が日本の植民地になる前に年間の平均渡航者数が 2 万人に上る規模だったこと 42 と比較すると、日本領になったことで必ずしも人の流れが大幅に抑制され渡航者数が激減したわけではないことが分かる。

表 2 1896 年 4 月~1897 年 5 月 厦門領事館から渡航証明書を取得した人数

年月 性別	男	女	15 歳以下男	15 歳以下女	合計
189604	473	113	72	62	720
189605	657	276	160	150	1,243
189606	527	188	133	91	939
189607	318	115	52	42	527
189608	418	141	135	66	760
189609	453	129	59	58	699
189610	684	158	102	70	1,014
189611	331	111	57	47	546
189612	322	55	29	22	428
189701	254	59	41	30	384
189702	235	38	21	7	301
189703	1569	165	123	60	1,917
189704	2557	204	167	89	3,017
189705	454	46	40	9	549
合計	9,252	1,798	1,191	803	13,044

出典:1897年6月4日付公第80号、在厦門上野専一領事から外務次官小村 寿太郎宛の報告(外交史料館資料3門9類4項57号「支那人渡台証 明書下付関係雑纂」)。 以上が当該時期における清国人(台湾住民を含む)の渡台に対する政策、その制度の変遷及び現存資料から見る上陸者の特徴や数である。これらの分析から判明するように、台湾総督府は治安面の配慮から、清国からの渡航を統制しようとし、「清国人台湾上陸条例」を発布した。しかし、労働者の上陸をめぐって英国領事からの強い反対に遭遇し、英国領事⁽³⁾ の証明書を所持する労働者の渡航を許可するという特別措置を実施し始めた。また、清国人一般の渡航証明書については、清国官庁だけではなく、在清日本帝国領事館の発給するものでもよいという変更も行なった。当時東アジアにおけるイギリスの持つ絶対的な影響力が清国人の渡航という問題からも垣間見える。さらに、猶予期間中に台南県に上陸した人々の性別や職業を分析すると、女性と子どもが相当の数を占めていることから、戦乱を避けるために、清国に一時的に避難した台湾住民が帰還してきたと理解することができる。また、清国人の場合にも商用の往来や出稼ぎ労働とは異なる世帯単位の移動がある程度存在していたことがこの統計から伺える。さらに、厦門領事館の統計から、日本領になったことで台清間の渡航者数が激減したわけではないことも明らかになった。

では、普通の清国人と区別された「台湾住民」に対しては、台湾総督府はどういう姿勢を取り、 またいかなる政策を設けていたのか。以下詳しく見てみよう。

3. 台湾住民の移動政策

3.1 台湾住民の清国への一時移動

2.1 で触れたように、1895 年 11 月 1 日発布の「清国人台湾上陸条例」第 6 条は猶予期間中の台湾住民の清への一時渡航について述べた条項であるが、この条項は、条例本体の実施(1896年 1 月 1 日)よりも早く前年 12 月から実施されていた⁴⁴⁾。先行研究⁴⁵⁾で言及されていた「旅券」はこの時期、台湾住民にはまだ適用されていなかった。

発端は、1895年12月10日付新竹支庁から台湾総督府民政局へ問い合わせである。

台湾住民ニシテー時清国ニ旅行セントスルモノニ付テハ、未夕何等ノ成規無シ。右ハ日本国 民ト見做シ本支庁ニ於テ旅券ヲ交付シテ然ルヘキヤ、至急何分ノ指令アリタシ⁴⁶⁾

これに対し、同年の12月11日に台湾総督府は「一時清国へ旅行スル者へハ追テ内訓ノ発布迄上陸条例第六条ニ依リ適宜ノ証明書ヲ交付アルベシ。同時ニ台湾住民ニシテー時清国へ渡航スル者ハ、必ス支庁ニ於テ証明書ヲ貰ヒ受ク可キ旨、一般へ告知アルベシ」⁴⁷⁾と回答し、同じ内容をほかの各地方官庁にも通達した⁴⁸⁾。台湾住民の一時清国渡航についての内訓はその後の台湾総督府の公文書には見当たらないものの、地方官庁においては「清国人台湾上陸条例」第6条についての告示と一時渡航証明書の雛形が残っている⁴⁹⁾。

ところが、「適宜ノ証明書」という言葉が表すように、台湾住民の一時渡航証明書については、

地方独自の政策運用も見られる。

3.2 地方独自の政策運用:台南民政支部の場合50)

台湾総督府公文類纂には地方官庁としての台南県の公文類纂が多く残っている。近年こうした 公文類纂に着目した植民地期地方行政の研究も現れてきた⁵¹⁾。台湾住民の国籍猶予期間における 渡航について台南の資料にも具体的な記録が見られる。本節と次節では台南を実例として地方に おける独自の政策運用の展開とそこから現れてきた問題及び問題解決の過程を明らかにする。

まず、台南における最初の独自の政策運用は 1896 年 1 月 28 日に発布された諭第二号と言える。それは今後渡航証明書を出願する者は身分が確実であることを証明するため、必ず事前に事務取扱委員の奥印をもらわなければならないという規定である 52)。つまり、一時渡航証明書の申請を以前より厳密化させた動きである。2 月に入ると、台南民政支部はさらに新たな政策運用に取り組み始めた。それは 1896 年 2 月 8 日付の台南民政支部長が台湾総督府民政局長代理へ発した 2 通の電文から見て取れる。まず一つ目は人相書の添付についてである。

当庁ヨリ下付セシ証明書ヲ目下厦門ニテハ八円ニテ売買シ居ル趣キナリ。過日モ数名ノ支那人ハ厦門ニテ買取リタル物ヲ持余シテ来レリ。依テ以来当庁ニテハ和英両文ノ人相書ヲ証明書ニ添フルコトニ決シタリ。右ニ対シテハ相当ノ手数料ヲ取ル方然ルベシト思考ス。至急電報ニテ御指令アリタシ⁵³⁾

電文によると、当時台南民政支部発行の一時渡航証明書が厦門で不正に転売されていた。この ため、発給した証明書に和英両文の人相書を添付し、「相当ノ手数料」を取ることを決めたので ある⁵⁴⁾。また同日に台南民政支部は以下の電報も発している。

戦乱ヲ避シ為メ家族ヲ清国ニ送リタル土民ノ身元充分確カナル事ヲ証明スヘキ者ニシテ、之レカ家族取纏メノ為メ清国ニ行クニ付、清国ニアル家族ノ証明書ヲモ願出候向甚タ多ケレトモ、現在未夕見サル所ノ家族ニ対シテ之レカ証明書ヲ下付難シト雖、其申出ノ家族ノ氏名年齢等ヲ願人ノ証明書ノ裏ニ記載シ置キ、後日彼地ヨリ皈来安平へ上陸ノ際、其家族ト称スルモノ、氏名年齢等符合致此節ハ、家族モ共ニ上陸ヲ許可シテ差支ナキヤ、電報ニテ御指令ヲ乞フ55)

こちらは清国にいる家族を台湾に帰還させるための渡航証明書の問題である。身元確認のできない申請者の家族に渡航証明書の下付は難しいということから、申請者の証明書の裏に家族の情報を記載するという解決方法である。その理由も不正の転売を防ぐためであった⁵⁶⁾。

以上の二つの政策運用について、2月11日民政局長代理牧朴真の返答は日英両語の人相書と 家族情報の裏書について異議はないが、手数料の徴収には同意しないということであった⁵⁷⁾。そ こで、台南民政支部が2月16日に正式に日英両語による人相書と家族情報の裏書政策を導入した⁵⁸⁾。この二つの政策がほかの地方官庁においても運用されていたかどうかは明確でないが、時期及び電報の内容から見て台南から始まった政策運用と見なして間違いないだろう。

また、人相書の運用は1897年5月8日以降の旅券導入の際にも、台湾総督府内部で議論になった⁵⁹⁾。台南でのこの導入は日本の台湾植民地統治の渡航制度において初めてのものであり、その後の全島単位の旅券制度の原型だと言える。

実は、同時期の台南民政支部内部では証明書の無所持者をめぐって、大きな議論があった。以下これについて論じる。

3.3 無証明書の台湾住民の上陸をめぐる議論:台南民政支部と鳳山出張所の対立

1896年1月6日、台南鳳山出張所長柴原亀二は、「清国人台湾上陸条例」発布前に清国に渡航した台湾住民の帰台につき、民政局長代理牧朴真に電報を送った⁶⁰⁾。鳳山出張所長の意見は、条例発布前に渡航した台湾住民は証明書を携帯しなくても台湾住民であることが認められるなら、上陸を許可されるべきだというものである。それに対して、翌日付で牧民政局長代理は、「上陸条例発付前ニ渡航シタル台湾住民ノ取扱振ハ伺ノ通」と返信し⁶¹⁾、鳳山出張所長の意見に同意した。

ところが、2月に入ると、前節でも説明したように、厦門で渡航証明書の不正転売が発覚したため、台南民政支部では様々な対策が検討された。委員の奥印や日英両語の人相書、家族情報の裏書以外に、証明書無所持の清国人を乗船させないよう英国領事経由で英国船舶会社に要請することも考えられていた。この案は台南民政支部長が1896年2月15日に台湾総督府民政局長代理に報告し、意見を求めた⁶²⁾。しかし、それについて、1896年2月25日に鳳山出張所長が以下の伺いを台湾総督府民政局長代理に送った。

上陸条例ニ関スル義ニ付伺

本年一月六日電報ヲ以テ、清国人上陸条例発布以前、台湾土人ニシテ清国へ渡航セシモノ、 右条例ノ発布ヲ知ラス、随而第四条第六条ノ証明書ヲ携帯セサルモ、台湾土人タル事ヲ認メ 得ヘキモノハ、特ニ上陸許可スルモ差支ナキヤ相伺候処、全月七日伺ノ通リト電報御指令相 成候。然ルニ台湾清国間ヲ航海致候船舶ニ於テ、無証清国人ノ上陸ヲ拒絶セラレ候ヨリ、清 台人ノ区別ヲナサス、総テ無証ノ者ハ乗船セシメサルノミナラス、清国官庁へ証明書下付出 願スルモ容易ニ下付セサルヲ以テ、帰途ヲ杜絶セラレ困難致居候者不少趣キ相聞候。果テ事 実ニ有之候ハ、条例ノ主旨ニ背候ニ付、条例発布以前渡清ノ台湾住民ハ、無証上陸差支無之 旨ヲ台清間航海船舶へ告知致ヲキ候トモ差支無之哉。至急何分ノ御指令相成度此段相伺候 也(3)

つまり1月6日の問い合せに対して民政局長代理は証明書不保持者の場合でも台湾住民を台湾

に上陸させることに同意した。ところが、清国では「清国人」と「台湾人」の区別なく、すべての証明書不保持者を乗船させない政策が実施されようとしている。これでは、一部の帰還希望台湾住民が帰還できなくなることになる。したがって、条例発布前に渡清した台湾住民は無証明書でも上陸できることを船舶会社に告知すべきだという内容である。しかし、それに対し、1896年3月6日に台南民政支庁長が台湾総督府民政局長代理に長い反対文を送った。以下はその一部である。

(前略) 鳳山出張所長ヨリ別紙ノ如ク「条例発布以前ニ清国へ渡航セシナ人ハ、無証書ニテ モ乗セ来リテ差支ナキ旨、台清間航海船舶へ告知致置候トモ差支無之哉云々 | ト御指令ヲ仰 キ出タリ候ノ伺ハ、当庁ヨリ伺出タル物ニ対シテ、申民第二二二号ヲ以テ、外国領事トノ交 渉振リヲモ御指令ニ相成リタル其精神ニ全ク反対致シ居申候。且ツ清国人上陸条例ニ依リ、 証明書御下付ニ相成ル事ニ定メラレタル元来ノ精神ニ全ク違反致シ候而已ナラス、又当庁ニ 於テ一月下旬以来前ニ陳述セシ如ク上陸条例実施ヲ一層厳格ナラシメンガ為メニ、或ハ諭示 ヲ発シテ委員ノ奥印ヲ要セシメ、或ハ人相書裏書等ヲ伺出テ、之ヲ実行シタル事共ハ、悉ク 水泡ニ属シ、右様ナル伺ニ対シテ、其伺出通ニ御指令有之候ハバ、其指令ノ赴キヲ伝達サレ タル外国船船長等ハ、之ヲ奇策トシテ渡航条例発布前後渡清之区別ニ論ナク、自己ノ利益ヲ 目的トシ、無頼ノ苦力密売女共ヲ詐偽ノ申立ヲ以テ、輸入シ来ルニ相違ナク、遂ニハ渡航条 例ヲ無視シ、曽而台湾ニ住居シタルコトナキ清国人ヲ勝手ニ乗船セシメ、続々法ヲ破リ上陸 ヲ試ムルニ至ラン。若如斯弊害ヲ生シタルトキハ何カニ慧眼機敏ノ警察官ナリトテ、其ノ処 分二苦シムナラニコトト憂慮罷在候。「在清国ノ台湾土人ニシテ、清国官庁へ証明書下付方 出願スルモ容易ニ下付セサルヲ以テ、帰途ヲ杜絶セラレ困難致居候者不少趣キ云々 | ト鳳山 出張所長ノ具申ニハ有之候へ共、元来台湾人ハ日本帝国ノ臣民ナルカ故ニ、清国官庁ニ証明 書下付方出願スル所謂無之。又清国官衙ニ於テ之ヲ発スヘカラサル当然ノ義有之。(中略) 事情如斯ニ御座候間、当庁ニテ採リ来リ居ル方針ハ可相成ハ、無頼ノ清国人ヲ防ン為メナル 二、台清間航海船舶へ無証書上陸差支無之旨、万一告知致候ハバ、去ルー月中台南ニテ百出 セシ弊害ノ一半モ忽チ旧ニ復シ申スベク、又清国人ノ自保ニ渡航シ来ルモノヲ防止スルコト ハ、到底行得可ラス。今回御指令ニ接シテ、英国領事ト交渉シテ患害ノ根ヲ絶タント希ヒ居 ルコトモ水泡ニ帰シ申スベク候間、鳳山出張所ノ伺ハ全ク当庁ノ方針ニ反対致居候(後 略)64)

台南民政支庁長からすると、鳳山出張所長の提案は台南民政支庁の外国領事との交渉の方針にだけではなく、「清国人台湾上陸条例」の精神にも反しており、これを告知すれば、台南支庁の1月下旬以降の努力がすべて水泡に帰してしまう。特に重要なのは、「元来台湾人ハ日本帝国ノ臣民ナルカ故ニ、清国官庁ニ証明書下付方出願スル所謂無之。又清国官衙ニ於テ之ヲ発スヘカラサル当然ノ義有之。」⁶⁵⁾という部分である。台南民政支庁長がそのように述べるのは、そもそも

帰還できない台湾住民の存在に気づいていなかったのか、それとも気づいていたとしてもその存在を認めた時点で自分のいままでの労力が無駄になるという考えからなのか今のところ不明である。だが、台南民政支庁長が鳳山出張所長の提案から現れてきた政策の問題を根本的に否定していることは確かである。

結局のところ、台湾総督府民政局長代理は1896年3月18日に「清国人上陸条例発布以前渡清ノ台湾住民無証明証ニテ上陸許可差支ノ有無ニ付、鳳山出張所長何出ニ対シ、三月六日付南発第二六六号ヲ以テ、副申之趣了承。右ハ大要貴官意見之通ニテ可然候条、鳳山出張所長へ其趣通達可相成候也」⁶⁶⁾と台南県民政支部長に回答し、台南県民政支庁の方針に従い、すべての無証明書の清国人(清台人区別せず)の乗船を禁止することになった⁶⁷⁾。

当時の台湾総督府の台湾住民に対する姿勢を分析すると、台湾からの一斉追放を企図していたとは見られず、むしろ清国に避難した台湾住民や一時清国に移動する台湾住民の帰還を歓迎していた⁶⁸⁾。しかし全体の「安全」を守るため、一部上陸できるはずの台湾住民が制度の犠牲になっていたと言える。

4. 内地人の渡航政策

4.1 台湾への渡航

内地人の渡航政策は最初から台湾住民と区別して議論されていた。内地人の台湾への渡航は主に 1896 年 2 月を境目にして、自由渡航が許可されない時期と許可される時期に分けることができる。まず許可されない時期においては、台湾総督府に関連のある御用業者の渡航がほとんどであった。内地人が内地から直接台湾に渡航する場合と、清など外国から渡航する場合についてそれぞれ 1895 年 9 月 25 日と 10 月 15 日に別々に取締の規則が発布された⁶⁹⁾。

その後、台湾全体の治安状況が落ち着くにつれて、1896 年 2 月 28 日に「占領地航行商船商売取締規則」が、続けて 3 月 23 日に「清国其他外国より渡航する内地人取締規則及其取締手続」が廃止され⁷⁰⁾、内地人の台湾への自由渡航が許可されるようになった。ただし、上陸の際には届出る必要があった⁷¹⁾。台湾総督府の統計によると、1896 年末に台湾に上陸した内地人は男 6,744人、女 1,889 人、合計 8,633 人であった⁷²⁾。

4.2 台湾からの渡航:台湾における旅券制度の導入

一方で、台湾を経由して海外へ渡航する内地人に対しては、台湾への渡航許可に伴って、ほと んど規制がなかった状態から旅券制度の導入へと変化した。

公文書における外国行旅券の発給についてのやり取りは1896年2月8日から見られる。台南 民政支部長から台湾総督府民政局長代理に日本商人の外国旅券の発給についての問い合わせに対 し⁷³⁾、現段階では旅券を交付する必要がないという回答がなされている⁷⁴⁾。

しかし、3月の内地人の台湾への自由渡航解禁以来、今後さらに大量な内地人が台湾に渡航す

ると予想できるので、外国へ渡航する場合、逐一内地に帰航して外国行旅券を申請するのは不便なため、台湾総督府は総督府による旅券の発給を 1896 年 4 月 20 日に拓殖務省経由で内閣に上申した⁷⁵⁾。その後、なかなか返答が得られなかったので、総督府は同年の 6 月 30 日に追申を行った⁷⁶⁾。その後も内閣からの返答を得られずにいたが、ようやく同年の 11 月 25 日になって、拓殖務省経由で外務省より旅券の発給を台湾総督府に委任するという決定が届いた⁷⁷⁾。台湾総督府は関連する規則の制定に着手し、翌年(1897 年)1 月 15 日に府令第 2 号「外国行旅券規則」を発布した⁷⁸⁾。この流れから見ると、府令第 2 号の制定目的は在台内地人の旅券申請の不便を減らすためであったが、しかしその条文を分析すると、異なる側面も現れてくる。

拓殖務省とのやり取りから、台湾総督府が同規則の制定過程において、1878年2月20日付外務省第1号達「海外旅券規則」⁷⁹⁾を大きく参照したことが分かる⁸⁰⁾。しかし、二つの規則の内容を比較すると、明らかに外務省第1号達「海外旅券規則」にない条文が府令第2号「外国行旅券規則」にはあった。それは府令第2号の第7条で、「不正ノ営業ヲ目的トシテ外国ニ渡航セント認メラルル者、若ハ旅行セントスル地ノ国法ニ違反シテ渡航ヲ企ツル者ニハ、旅券ヲ下付セス」という内容である⁸¹⁾。

実は府令第2号が発布されるまでの間に、台湾総督府厦門出張員の澤村繁太郎より「渡清日本人取締リノ件」⁸²⁾と「渡清醜業婦人取締ノ件」⁸³⁾という二通の報告書が届いていた。前者は台湾の淡水より厦門に渡航した内地人の無職者について言及している。出張員の澤村は、無職者の海外渡航は日本帝国の面目にかかわる問題で、また今後の日本人の厦門進出にも影響を与え、犯罪者の逃亡にもつながることなどから、厳重に注意すべきと述べている。さらに、渡航者に対しては正式の海外旅券を交付するか、警察署の証明書の発給をすべきだという提案を行なった。これを受けて、1896年7月29日に、民政局長から台湾の各県知事島司へ注意事項が送られた⁸⁴⁾。一方、後者の報告書は福州に渡航した内地人売春婦についてである。澤村は今後ジャンク船に乗船したり中国風の服装を着ている婦人に対しても厳重に注意すべきだと上申したのである。これを受けて、1896年12月11日付民内1168号によって台湾総督府はまた各地方庁へ注意事項を通牒した⁸⁵⁾。

また一方において、府令第2号の案が台湾総督府内部で検討された際、警保課が澤村の報告書に触れ、第7条の重要性を言及している⁸⁶⁾。つまり、府令第2号の第7条は澤村の報告を受けて作られた条文だと考えられる。すなわち、府令第2号の発布は確かに在台内地人の渡航に便利を与えるために作られたが、日本帝国の体面にかかわる無職者や売春婦などの内地人が台湾経由で海外への渡航を阻止する意図も入っていたと言うことができる⁸⁷⁾。

ここで注意しなければならないのは、同時期の台湾住民はまだ国籍選択猶予期間中で、5月8日までは依然として一時渡航証明書を使用していた⁸⁸⁾。旅券制度は日本内地人のみに導入された。植民地台湾における旅券制度についての先行研究においては、日本政府が旅券制度を作ったのは、台湾人を同化(日本人化)し、その中国への移動を遮断するためであるという指摘がある⁸⁹⁾。しかし、本節の分析から判明するように、そもそも台湾における旅券制度の始まりは台湾住民の移

動の統制対策ではなく、在台内地人の外国渡航に便利を与えるため、同時に台湾を経由して清国 に渡航する内地人の売春婦や無職者を阻止するためであった。台湾住民の旅券制度の導入につい ては台湾総督府と外務省、厦門領事の三者の間では長い議論があるが、これについては別稿で論 じることにしたい。

おすび

本稿は先行研究では捨象されてきた、1895年5月8日から1897年5月8日までの台湾住民の 国籍問題がまだ決定していない時期における、台湾島をめぐる日本帝国の移動政策を整理した。 清国人全体、台湾住民、日本内地人の移動政策をそれぞれ考察し、その政策の具体的な調整過程 や、地方の現場で発露した政策の矛盾とそれに対する解決方法などに注目した。

具体的に述べると、本稿ではまず台湾総督府公文書の用語から台湾住民と清国人の区別について分析を行なった。日清講和条約によって新たに生まれた台湾住民(土人、土民、本島民と言う呼称も使われていた)というカテゴリーは、清国人というカテゴリーと区別されて用いられたが、清国人の中に含まれている場合も見られた。それは国籍問題の決着前という特殊な歴史背景によるものであるが、こうした混同は移動政策にも大きく反映している。

この時期の台湾住民を含む移動政策に関する重要な法令として、1895年11月1日に日令第22号として発布された「清国人台湾上陸条例」がある。この条例は、治安面から、清国からの人の移動を統制しようとする政策である。同条例によると、清国から来台するには清国官庁の交付した証明書か旅券の携帯が必須であり、労働者や無職者の上陸は排除された。しかし、自国の海運業と製茶業に多大な損害を与える可能性が高いということから、駐淡水英国領事からの強い異議申し立てがあった。協議の結果、在清日本帝国領事の証明書でもよいということになり、その後には日清以外の外国領事の交付する証明書があれば上陸できるようになった。上記は一見些細な問題に見えようが、当時の政策実施の状況を反映する変遷 それは後の政策と大きく関連する で明らかにしたものである。また台南県が集計した上陸者と厦門領事館が集計した渡航者の数や内訳などの分析から、猶予期間中の渡航者数をそれ以前と比べると、一気に激減したわけではなく、戦乱を避けるために清国に一時的に避難した女性や子どもの帰還も発生していたと理解することができる。また、清国人(台湾住民を含まない)の場合にも出稼ぎ労働とは異なる世帯単位の移動がある程度存在していたことが伺える。

一方、台湾住民のみを対象とする移動政策については、1895 年 12 月から交付された一時渡航 用の証明書が政策運用の始まりである。地方官庁においては、追加的政策を導入したところもあ る。実例は台南民政支部の資料から窺うことができた。台南民政支庁は交付した渡航証明書が厦 門において不正に転売されているという情報から、新たに和英両文の人相書の添付や家族情報の 裏書などの政策を導入した。また、証明書不所持で外国船に乗込んだ清国人の密航に対して、英 国領事に相談し、船舶会社にすべての無証明書清国人を乗船させないという確約を得ようとした。 ところが、台湾住民と一般の清国人とを区別せず、すべての証明書不所持清国人を乗船させない 政策に対して、鳳山出張所長が疑義を呈し、「清国人台湾上陸条例」の発布前に清国に渡航した 台湾住民に対して特別に証明書不所持でも乗船させることを台湾総督府に相談した。しかしそれ は台南民政支庁から猛反発を受け、結果的に証明書不所持台湾住民の問題については特例を考慮 せず、すべての証明書不所持清国人を乗船させないという方針に決着した。

国籍選択が猶予されていた2年間において台湾総督府が清に渡った台湾住民の帰台を歓迎していたことが、総督府のメディア宣伝や、厦門出張員の報告書から伺うことができる⁹⁰⁾。しかし、治安維持という統治上の大問題と競合する場合、たとえ一部の人々がその政策の犠牲者になるとしても、総督府は治安維持を優先したのである。

また、内地人の移動政策を見てみると、内地人の台湾への移動はもちろん台湾島内の治安状況に大きく左右されたが、1896年3月以降の自由渡航許可期間に入ると、治安維持という対清国人(台湾住民を含む)の政策目的と異なって、在台内地人に渡航の利便性を与えることや、売春婦や無職者の渡航によって国家の体面毀損の防止が政策立案の重要な背景となっていく。その結果、1897年1月に内地人のみを対象とする旅券制度が始まった。分析によって、台湾住民の移動政策は最初から内地人と別々に考えられていたことが明らかになった。1897年5月8日以降の旅券をめぐる議論において、日本政府による台湾人に対する制度上の差別待遇がしばしば指摘されているが、それは単なる差別意識に基づく政策なのか、それとも現場の個別の現実的問題に対処した結果なのか、あるいはその複合なのかについて今後さらに分析する必要がある。

以上をまとめると、台湾住民の国籍選択猶予の2年間には、台湾総督府の渡航政策の基本方針は治安維持であったが、海外において日本帝国の体面を重んじるという観点も同時に存在していた。それらの観点は後の渡航政策にもちろん大きな影響を与えたが、内地人だけを対象とする日本帝国の体面という配慮は今度は台湾住民の日本国籍付与に伴って、台湾住民にも反映されるようになる。この点については今後の研究で明らかにしたい。

注

- 1) 外務省編『日本外交年表並主要文書(上)』原書房、1978年、166頁。
- 2) 梁華璜「日拠時代台民赴華之旅券制度」『台湾風物』第39巻第3期、1989年。
- 3) 王学新「日治時期台湾出入境管理制度与渡航両岸問題」『台湾文献』第62卷第3期、2011年。
- 4) 李俊昌「日治初期台湾渡航制度之研究(1895~1907)」台湾国立政治大学修士論文、2008年。
- 5) 王泰升・阿部由理香・呉俊瑩『台湾人的国籍初体験 —— 日治台湾与中国跨界人的流動及法律生活』五 南図書出版公司、2015 年。
- 6) 原文は以下の通り。「在国籍選択的両年猶予期間,台湾住民前往対岸的清国即須持有「旅券」(意指護照)。関於台湾住民前往台海対岸一事,台湾総督府於一八九六年時已獲日本中央政府指示,依日本当時有関国民出境的規定弁理,故於一八九七年一月公布府令第二号《外国行旅券規則》,其規定前往清国須先経調査才能核発旅券,前往清国以外之地方亦須準照日本人,而対其身家資産経歴及能力加以調

査。根拠日本外務省外交史料館内,從一八九七年四月起申請赴廈門的旅券資料,可看出渡海到対岸的理由以探親、就業為多。」(引用者訳:国籍選択猶予二年間において、台湾住民が対岸の清国に行く場合、すでに「旅券」(いわゆるパスポート)が必要だった。台湾住民の対岸への渡航について、台湾総督府は1896年にすでに日本の中央政府の指示を受け、日本の当時の国民出入国規定に従い手続きを行ない、1897年1月に府令第2号「外国行旅券規則」を公布した。府令第2号によると、清国に渡航する場合にまず調査を受けなければならず、その後に旅券が交付される。また、清以外の地に行く場合は日本人に準じ、その家産経歴能力などについて調査を受けなければならない。日本外務省外交史料館に所蔵されている1897年4月から始まる厦門へ渡航するための旅券資料を分析すると、渡航の理由は帰省や就職が多かったことが分かる。)前掲王泰升・阿部由理香・呉俊瑩『台湾人的国籍初体験』77~80頁。

- 7) 呉文星『日拠時期在台「華僑」研究』台湾学生書局、1991年。
- 8) 栗原純「台湾籍民と国籍問題」『台湾文献史料整理研究学術研討会論文集』台湾省文献委員会、2000 年.
- 9) 西洋人の台湾渡航政策については、猶予期間中の台湾総督府の公文書には見当たらない。その代わりに、すでに台湾に居住している西洋人に発給する台湾島内の旅行用の通行券についての議論が見られ、結果として1896年6月4日以前は一回限りの往復通行券が下付されていたが、6月4日付の訓令第23号「外国人二対スル台湾島内地旅行券下付手続」の発布以降は島内旅行の範囲及び旅券申請の手続きなどについての規定が明文化された。「外国人通行券ニ関シ民政局長代理へ伺」(明治二十九年台南県公文類纂永久保存第十九巻、『台湾総督府檔案』典蔵号0009682015)、「外国人台湾内地旅行券下付手続」(明治二十九年台南県公文類纂永久保存第五十一巻、『台湾総督府檔案』典蔵号00009711028)を参照。なお、本稿において資料名を提示する場合は、国史館台湾文献館の資料名表示に従い、『台湾総督府檔案』と表記する。
- 10) それ以外に、清国人を指す場合に「支那人」、台湾住民を指す場合に「台湾土人」、「土民」、「土人」、「本島住民」なども使われている。後に定着した「本島人」という用語はこの時期にはさほど多く使用されていなかった。当該時期に公布された正式な法律には「清国人」と「台湾住民」のみが使用されていたので、本稿においては「清国人」と「台湾住民」という語を用いて議論を行なう。また、「清国人」と「台湾住民」のいずれにも「蕃人」と呼ばれる先住民は含まれていない。一方、台湾が日本に割譲された段階で、日本人と認識された人々については、猶予期間中の公文書では「内国人」「内地人」という表現が見られるが、本稿では「内地人」を用いる。
- 11) この国民分限令の制定は、結果的に内閣に不必要とされ、法律や行政命令の作成には至らず、国籍編入の手続きを当該官吏に訓示することにとどまった。詳しくは1897年2月22日付民内第278号拓殖務次官から台湾総督への書簡を参照。「台湾住民国籍処分二関スル拓殖務次官〔北垣国道〕通牒」明治三十年甲種永久保存第十五巻、『台湾総督府檔案』典蔵号00000135008。
- 12)「台湾住民ニ関スル国民分限令」明治二十九年甲種永久保存第六巻、『台湾総督府檔案』00000061001。
- 13) 例えば、1869 年(明治2年)2月に作成された「海外旅行許可ノ印章ハ之ヲ外国官知事ニ保管セシム」という公文書には「清国人」についての部分がある。「海外旅行許可ノ印章ハ之ヲ外国官知事ニ保管セシム」国立公文書館所蔵、アジア歴史資料センター Ref.A15070476400。
- 14)「八月上陸人報告(元嘉義県)」明治二十八年至明治二十九年台南県公文類纂永久保存第九十巻、『台 湾総督府檔案』典蔵号 00009750027。資料ファイルのタイトルには八月とあるが、実際のデータは 1896 年 7 月のものである。
- 15) 清国国籍法が制定されたのは1909年であるから、厳密に言えば、外国籍に入った清国人以外、この時期の清国人は無国籍者であった。清国国籍法については、「大清国籍条例」「大清国籍条例施行細

- 則 | (1909年3月31日付〔宣統元年閏二月初十日〕 『政治官報』第509号、9~14頁)を参照。
- 16) 「清国人台湾上陸条例」明治二十八年甲種永久保存第七巻、『台湾総督府檔案』典蔵号 0000007007。
- 17) 翁佳音『台湾漢人武装抗日史研究 一八九五~一九○二』(国立台湾大学出版委員会、1986 年)が 代表的な研究である。また、日本軍の台湾上陸後の現地における武装衝突を植民地戦争と名付け、議 論を行なっている研究もある。例えば、大江志乃夫「植民地戦争と総督府の成立」(『岩波講座 近代 日本と植民地 2 帝国統治の構造』岩波書店、1992 年)や近藤正己「台湾における植民地軍隊と植民 地戦争」(『地域のなかの軍隊 7 帝国支配の最前線 植民地』吉川弘文館、2015 年)などである。
- 18) 前掲大江志乃夫「植民地戦争と総督府の成立 | 4~5 頁。
- 19) 周婉窈『台湾歷史図説(増訂本)』聯経出版公司、2009年、111~116頁。
- 20) 前掲「清国人台湾上陸条例」。
- 21) 1895年7月3日付民第61号、台湾総督樺山資紀から内閣総理大臣伊藤博文への上申。前掲「清国人台湾上陸条例」。
- 22) 前掲「清国人台湾上陸条例」。
- 23) 同前。
- 24)「一月上陸人報告」明治二十九年台南県公文類纂永久保存第十九卷、『台湾総督府檔案』典蔵号 00009682031。
- 25) 台湾総督府警務局編『台湾総督府警察沿革誌Ⅱ 領台以後の治安状況』上巻(復刻版)、緑蔭書房、 1986 年 〔1938 年〕、649~650 頁。
- 26)「無賴清国人送還ノ件」明治二十九年乙種永久保存第二十三巻、『台湾総督府檔案』典蔵号 00000093011。
- 27) 「清国人台湾上陸条例施行ニ関シ異議申立ノ件、上陸条例施行各国領事ニ通知、右ニ関シ英独領事異議申立、仝上事務局へ稟電、仝上書面報告、仝上ニ関スル新聞記事取消」明治二十八年乙種永久保存第十七巻、『台湾総督府檔案』典蔵号 00000028019。
- 28)「上陸条例施行ニ付英国領事ヨリ異議申立」明治二十九年台南県公文類纂永久保存第十九巻、『台湾総 督府檔案』 典蔵号 00009682023。
- 29) 同前。
- 30) 解雇の場合、清国人労働者は直ちに台湾を退去しなければならなかった(1896年2月21日付申民第171号「外国人雇清国人ノ上陸者取扱ノ件」明治二十九年台南県公文類纂永久保存第十九巻、『台湾総督府檔案』典蔵号00009682020)。
- 31)「清国荊州府沙市重慶府蘇州府杭州府及厦門ニ領事館ヲ新設ス」国立公文書館所蔵、アジア歴史資料 センター、Ref.A01200847700。
- 32) ここでは台湾住民以外の清国人を指すが、台湾住民は最初から在外帝国領事の証明書を取得する権利があった(清国人台湾上陸条例第6条)。1896年4月から台南県に上陸した人員の報告書には、厦門領事の渡航証明書を得て上陸した清国人と台湾住民についての統計数値が反映された(「四月上陸報告」明治二十九年台南県公文類纂永久保存第十八巻、『台湾総督府檔案』典蔵号00009681013)。
- 33) 1897年4月6日付台湾民政局長から外務次官への回答案(「在厦門領事館ニ於テ渡台支那人ニ証明書下付ノ件外務次官へ回答」明治二十八年乙種永久保存第十七巻、『台湾総督府檔案』 典蔵号00000028015)。
- 34)「製茶職工傭入ノ件台北ノ回答」明治二十八年十五年保存第七巻、『台湾総督府檔案』 典蔵号 00004492017。
- 35) 1897 年 10 月 14 付訓令第 128 号「製茶職工清国人本島上陸ノ件厦門領事及台湾事務局へ通知」明治 三十一年甲種永久保存第十一巻、『台湾総督府檔案』 典蔵号 00000250008。

- 36) 1897 年 6 月 4 日付公第 80 号、厦門領事上野専一から外務次官小村寿太郎宛報告書。(「支那人渡台証明書下付関係雑纂」外交史料館資料、3 門 9 類 4 項 57 号。)
- 37) 元のデータには問題がある。資料で示した毎月の総数を計算すると 5,700 人だが、職業別で計算した 総数は 5.703 人になる。本稿では職業別の総数を尊重する。
- 38) 台湾住民の男性のその他の職業は雇人 (339人、9%)、雑業 (74人、2%)、工業 (52人、1%)、教師 (31人、1%)、農業 (25人、1%)、通訳 (2人、0%)、僧侶 (1人、0%) である。台湾住民の女性のその他の職業は雇人 (108人、6%)、雑業 (46人、2%)、農業 (2人、0%)。清国人の男性のその他の職業は雇人 (107人、15%)、工業 (10人、1%)、雑業 (8人、1%)、教師 (5人、1%) である。清国人の女性のその他の職業は雑業 (2人、1%)、雇人 (1人、0%) である。ただし、四捨五入のため、割合の合計が 100%にならない場合もある。
- 39) 1896年1月台南県に上陸した報告書の備考欄を参照。「一月上陸人報告」明治二十九年台南県公文類 纂永久保存第十九巻、『台湾総督府檔案』 典蔵号 00009682031。
- 40) 台湾住民の男性無職者の多くは子どもであると言われている(1896年2月台南県に上陸した報告書の備考欄を参照。「二月上陸人報告」明治二十九年台南県公文類纂永久保存第十九巻、『台湾総督府檔案』 典蔵号 00009682032)。ただし、子どもの具体的な数字が資料には挙げられていないので、ここでは男性無職者のすべてを子どもと見なして計算を行なった。実際の割合は(1,102+1,308)÷5,703 = 42%よりやや低いはずである。
- 41) 1897 年 6 月 4 日付公第 80 号、在厦門上野専一領事から外務次官小村寿太郎宛の報告(前掲外交史料 館資料「支那人渡台証明書下付関係雑纂」)。
- 42) 同前。
- 43) 台南県の上陸統計から分かるように、英国に限らず、当時台湾に駐在していたほかの外国にも同様の 措置が実施されたはずである。
- 44) 無証明書で清国に渡航した台湾住民もいた。例えば、台南県上陸統計には、不完全ながら無証明書で 清国に行く台湾住民のデータも残っている(「五月上陸人報告」明治二十九年台南公文類纂永久保存 第十八巻、『台湾総督府檔案』 典蔵号 00009681014)。
- 45) 前掲王泰升・阿部由理香・呉俊瑩『台湾人的国籍初体験』77~80頁。
- 46)「台湾住民ニシテー時清国へ旅行スルモノ取扱方」明治二十八年甲種永久保存第五巻、『台湾総督府檔案』 典蔵号 0000005023。
- 47) 同前。
- 48) 同前。
- 49) 例えば、1895年12月15日台南県鳳山出張所が出した告示第8号と1895年12月19日台南県で決定した台湾住民一時渡航証明書の雛形である(「台湾住民一時清国へ渡航ノ件(告示第八号)」明治二十八年至明治二十九年台南県公文類纂永久保存第十三巻、『台湾総督府檔案』 典蔵号 00009676008。「証明書雛形ノ件通牒」明治二十八年台南県公文類纂永久保存第三巻、『台湾総督府檔案』 典蔵号 00009667008)。
- 50) 猶予期間中の台南の行政沿革については、以下のようになる。1895 年 8 月 24 日に設けられた「民政支部及出張所規程」により、台南地方には台南民政支部が設置され、その下に鳳山出張所、安平出張所、恒春出張所、台東出張所が置かれた。ただし、台南民政支部が実際に開庁したのは日本軍の台南城入城後の1895 年 11 月 1 日であった。また台南支部との距離が近いという理由で同年 12 月に安平出張所が廃止された。その後勅令第 93 号によって、1896 年 4 月 1 日から台南民政支部がなくなり、代わりに台南県が設定された。その下に嘉義支庁、鳳山支庁、恒春支庁、台東支庁が置かれた(台湾総督府民政局編『台湾総督府事務成績提要 第一編(復刻版)』成文出版有限公司、1985 年、16~17

- 頁。台湾総督府民政局編『台湾総督府事務成績提要 第二編(復刻版)』成文出版有限公司、1985 年、55~56 頁)。
- 51) 例えば、2017 年 10 月 17 日中京大学で開催された「台湾の近現代と日本」日台学術シンポジウムにおける国立台湾歴史博物館研究員林孟欣の報告「植民地期台湾の地方行政文書内容に関する研究 旧県公文類纂を例として」。
- 52)「渡航証明書出願ニ関スル論達」明治二十九年台南県公文類纂永久保存第十九巻、『台湾総督府檔案』 典蔵号 00009682016。
- 53)「渡航証明書ニ和英両様ノ人相書添付ノ件」明治二十九年台南県公文類纂永久保存第十九巻、『台湾総 督府檔案』典蔵号 00009682018。
- 54) 英文の人相書が必要だった理由は、当時台湾と対岸清国との間に海運業を行なっていたのがほとんど イギリスの会社であったからである。
- 55) 前掲「渡航証明書ニ和英両様ノ人相書添付ノ件」。
- 56)「渡航証明書ニ関スル件」明治二十九年台南県公文類纂永久保存第十九巻、『台湾総督府檔案』 典蔵号 00009682024。
- 57) 前掲「渡航証明書ニ和英両様ノ人相書添付ノ件」。
- 58)「渡航証明書ニ人相書添付ノ件各出張所長へ通知」明治二十九年台南県公文類纂永久保存第十九巻、 『台湾総督府檔案』 典蔵号 00009682019。
- 59) この点については、別稿を準備している。
- 60)「上陸条例発布前ニ渡航シタル台湾住民ノ取扱振ニ付伺」明治二十九年台南県公文類纂永久保存第五十一巻、『台湾総督府檔案』典蔵号 00009711030。
- 61) 同前。
- 62)「旅行券ナキ台湾住民ノ上陸ニ関スル件」明治二十九年台南県公文類纂永久保存第十九巻、『台湾総督 府檔案』典蔵号 00009682028。
- 63)「上陸条例発布以前渡清ノ台湾住民無証明証ニテ上陸許可差支有無ノ件ニ付伺」明治二十九年台南県 公文類纂永久保存第十九巻、『台湾総督府檔案』典蔵号 00009682025。
- 64) 同前。
- 65) 同前。
- 66) 同前。
- 67) 1896 年 3 月 14 日、安平英国商社ベン商会から、無証明書の清国人を乗船させないことを保証すると の返信があった(「旅行券ナキ台湾住民ノ上陸ニ関スル件」明治二十九年台南県公文類纂永久保存第 十九巻、『台湾総督府檔案』 典蔵号 00009682028)。
- 68) この点については本稿では詳しい議論を省略するが、このことは例えば、台湾総督府が厦門出張員澤村繁太郎や台湾総督府外事課嘱託の秀才陳洛に日本への帰化を望む台湾住民及び台湾住民の去就について分析を要請していることや、『台湾新報』で台湾住民の習慣風俗に干渉しない方針を発布したこと、さらに交通遮断など台湾社会に流れる風聞をわざわざ否定したことから伺うことができる(「支那人日本ニ帰化ヲ希望スルノ源因」明治二十九年十五年保存追加第一巻、『台湾総督府檔案』典蔵号00004514005。「台民去就ニ関スル同人〔陳洛〕ノ意見」明治二十九年乙種永久保存第七巻、『台湾総督府檔案』典蔵号0000076040。「支那人大ニ帰順ノ意ヲ表スル件外字新聞切抜拓相へ報告」明治二十九年十五年保存第二巻、『台湾総督府檔案』典蔵号00004499028。「土人ノ去就ニ関スルノ件ニ付事務係へ通示ノ件(元台南県)」明治三十年台南県公文類纂永久保存第一一五巻、『台湾総督府檔案』典蔵号00009774026)。
- 69) 1895 年 9 月 25 日「大本営ノ許可ヲ得台湾及澎湖島ニ航行スル商売取締規則」、1895 年 10 月 15 日付

日令第25号「清国其他ノ外国ヨリ台湾島及澎湖列島へ渡航シ来ル内国人取締規則」(前掲『台湾総督府警察沿革誌 第二篇 領台以後の治安状況』、235~237頁)。

- 70) 前掲『台湾総督府警察沿革誌 第二篇 領台以後の治安状況』、236~237頁。
- 71) 1896年3月26日に発布した日令第20号、21号(「内地人台湾上陸規則」明治二十八年甲種永久保存 第七巻、『台湾総督府檔案』 典蔵号 00000007010。「渡台内地人寄留者ノ件」明治二十九年台南県公文 類纂永久保存第四十六巻、『台湾総督府檔案』 典蔵号 00009707007)。
- 72) 前掲『台湾総督府警察沿革誌 第二篇 領台以後の治安状況』、239頁。
- 73) 「日本商人ニシテ清国へ渡航スル者ニ対スル取扱方ニ付伺」明治二十九年台南県公文類纂永久保存第十九巻、『台湾総督府檔案』 典蔵号 00009682014。
- 74) 同前。
- 75)「本島ヨリ直ニ海外へ航行スル者へ旅券下付ノ件稟申」明治二十九年乙種永久保存第二十巻、『台湾総 督府檔案』 典蔵号 00000089014。
- 76) 同前。
- 77)「海外旅券規則制定ハ総督へ委任ノ旨拓殖務大臣〔高島鞆之助〕訓令」明治三十年甲種永久保存第十二巻、『台湾総督府檔案』典蔵号 00000132020。
- 78) 1897 年 1 月 15 日付『台湾総督府報』第 9 号。
- 79) 「単行書・布令便覧 外交二」国立公文書館所蔵、アジア歴史資料センター Ref.A07090065200。
- 80)「海外旅券規則制定ハ総督へ委任ノ旨拓殖務大臣〔高島鞆之助〕訓令」明治三十年甲種永久保存第十二巻、『台湾総督府檔案』典蔵号 00000132020。
- 81) 前掲 1897 年 1 月 15 日付『台湾総督府報』。
- 82) 1896 年 7 月 17 日澤村繁太郎から民政局長水野遵への報告。「醜業婦其他外国密航者取締方通牒」明治二十九年乙種永久保存第二十三巻、『台湾総督府檔案』典蔵号 00000093012。
- 83) 1896年11月28日澤村繁太郎から民政局長水野遵への報告。「醜業婦密航取締ノ件澤村嘱託上申」明治二十九年十五年保存第九巻、『台湾総督府檔案』 典蔵号 00004506008。
- 84) 1896 年 7 月 29 日付民内第 374 号台湾総督府民政局長から各県知事島司宛通達。「台湾人渡清ニ関シ 在厦門帝国領事具申雑件」外交史料館資料、3 門 8 類 2 項 68 号。
- 85) 1896 年 12 月 11 日付民内第 1168 号台湾総督府民政局内務部長古荘嘉門から各県知事島司宛通牒(前 掲「台湾人渡清ニ関シ在厦門帝国領事具申雑件」)。
- 86) 1896年12月府令第2号案に対する警保課の意見書「外国行旅券規則二関スル意見」では第3条と第7条の整合性についての意見を述べている。府令第2号の第3条は台湾で旅券を受けることが間に合わない場合は、渡航目的地の帝国公使館、もしくは領事館へ出頭し旅券を受けることができるという内容である。無職者や売春婦がこの条文を利用し旅券なしで渡航する恐れがあると台湾総督府警保課が指摘したが、外事課は旅行者の利便性を重視し第3条の必要性を主張し、最終的な条文には第3条がそのまま残された。なお、最終的な第3条と第7条は、案の段階ではそれぞれ第5条と第9条であった(「外国行旅券規則府令第二号」明治三十年甲種永久保存第十二巻、『台湾総督府檔案』典蔵号0000132021)。また、警保課の第3条と第7条の整合性についての指摘は前掲李俊昌「日治初期台湾渡航制度之研究(1895~1907)にも言及がある(23~25頁)。しかし、李は一次史料を誤読し、外事課の発言を警保課の発言と取り違っている。つまり、最終的な条文は李論文で言われたように警保課の第3条をなくす「排案説」を受けて修正した結果ではなく、むしろ外事課の第3条を保留するという意見が反映されている。
- 87) しかし、実際に政策導入後、取締上やはり問題があり、1897年2月15日の台北知事からの同第3条と第7条についての問い合わせに対応して同年3月5日に総督府は清に行く内地人の旅券に対しては

特に厳しく対応すべきという追加政策を出した(「厦門、福州其他清国南岸〔泉州地方、福州地方〕 ニ関スル無頼漢及醜業婦渡清者取締方台北県へ通達」明治三十年甲種永久保存第十六巻、『台湾総督 府檔案』典蔵号 00000136028)。

- 88) はじめにの部分で言及した先行研究における 1897 年 4 月から台湾住民にすでに旅券が発給されという認識は誤っている。筆者が実際外交史料館で確認した限り、ファイル名は 1897 年 4 月から始まっているが、台湾住民へ発給した旅券はすべて 5 月 8 日以降になる(「海外旅券下付返納表進達一件」外交史料館資料、3 門 8 類 5 項 8 号)。
- 89) 原文は以下の通り。「然而日本帝国不欲台湾継続認同中国之一切,無寧要将台湾「同化」(日本化)、 於是制訂「旅券」制度,百般阻擾台民赴華。」(前掲梁華璜「日拠時代台民赴華之旅券制度」1頁)。
- 90) 注 68 参照。